図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

公害規制の充実

- ■事業所等に対する公害規制 (規制基準、設置等届出、改善命令、非常時等の措置)
- ●地下水の水質浄化に関する措置 (浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令)

都市・生活型公害対策の推進

- ●アイドリングストップの推進 (自動車停車時の原動機の停止義務) (駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告)
- ●生活排水による水質汚濁防止 (県民・行政の生活排水対策取組の責務)
- ■拡声機・深夜営業騒音の規制 (使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令)

化学物質の適正管理の推進

●化学物質の適正管理対策 (事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表)

廃棄物対策の推進

- ●廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用 (廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務)
- ●燃焼不適物の燃焼行為の制限 (施設基準、規制地域、中止・改善命令)

地球環境保全対策等の推進

- ●オゾン層破壊物質の回収等の推進 (特定機器の使用者に対するフロンの回収・破壊 処理の努力規定、指導・勧告)
- ●事業者による自主的な環境管理の推進 (組織体制の整備、環境管理の導入)

その他の規定

- ■中小企業者に対する助成 ■環境保全協定の締結
- ■立入検査、報告徴収
- ■県等の責務等

●:新規項目 ■:公害防止条例の規定を見直し

第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部の県民のモラル低下による身近な環境問題が生じていることに対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた 作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを 通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、 ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、 ②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投 光器の使用(祭典等の一時使用を除く)、⑥動物 のふん等の放置で、これらのうち①から⑤につい ては違反者に罰則(5万円以下の過料)を科すこ ととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置するとともにこれを適正に管理するこ

と、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全

部又は一部が達成することができると認められる 場合には、その市町村の区域においてはこの条例 を適用しない旨の調整条項を設けている。

(平成19年10月1日現在の市町村条例との調整状況 は表5 aを参照)

表5 a 「美しく快適な大分県づくり条例」適用関係

(平成21年10月1日現在)

| | | | | 1 | | | | | (〇 牙术 | 例週用 ●…巾 | 四 们 未 列 週 用) |
|----|-----|----|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| 市 | 町村 | 名 | ごみの投棄 (<u>※</u>) | 自動販売機 の回収容器 設置義務 | ピンクちら しの掲示等 (※) | 動物のふん等の放置 | 自動車の 放置(※) | 自転車の 放置(※) | 落書き (※) | 悪臭等の 配 慮 | 投光器の 使用(※) |
| 大 | 分 | 市 | • | • | ●(印刷物等) | ●(飼犬) | • | • | \circ | 0 | 0 |
| 別 | 府 | 市 | • | • | 0 | 0 | 0 | • | \circ | 0 | 0 |
| 中 | 津 | 市 | • | • | 0 | ●(飼犬) | 0 | • | 0 | 0 | 0 |
| 日 | 田 | 市 | • | • | ●(印刷物等) | ●(飼犬) | • | • | \circ | 0 | 0 |
| 佐 | 伯 | 市 | • | • | 0 | ●(飼犬) | 0 | • | \circ | 0 | 0 |
| 臼 | 杵 | 市 | • | • | 0 | 0 | 0 | • | \circ | 0 | 0 |
| 津: | 久 見 | 市 | • | • | 0 | 0 | 0 | • | 0 | 0 | 0 |
| 竹 | 田 | 市 | • | • | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豊後 | 後高日 | 日市 | • | • | • | ● (飼犬、飼猫) | • | • | • | • | 0 |
| 杵 | 築 | 市 | • | 0 | 0 | ●(飼犬) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宇 | 佐 | 市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | • | 0 | 0 | 0 |
| 豊後 | 後大里 | 予市 | • | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | \circ | 0 | 0 |
| 由 | 布 | 市 | • | • | 0 | 0 | • | 0 | \circ | 0 | 0 |
| 国 | 東 | 市 | • | • | 0 | 0 | 0 | 0 | \circ | 0 | 0 |
| 姫 | 島 | 村 | • | • | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日 | 出 | 町 | • | • | 0 | ● (飼犬、飼猫) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 九 | 重 | 町 | • | • | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 玖 | 珠 | 町 | • | • | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注)「※」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。 なお、印刷物等の配布等の責務については努力規定である。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライト の使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについて も定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確 認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境 保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環 境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適 な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成21年度には3個人7団体を表彰した。(平成21年度の受賞者は表5 bを参照)



表5b 平成21年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

| 団体名等 | 市町村名 | 主な功績 | | | | | | | |
|----------------------------|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| (1) 地域環境の美化に関するボランティア活動 | | | | | | | | | |
| (個人) 小 平 忠 三 | 杵 築 市 | 長年にわたり、轟地蔵尊とその周辺の掃除を週に1度続けており、地域の環境美化と文化財の保護に貢献している。これまでの清掃回数は、1000回を超えている。 | | | | | | | |
| (個人) 安藤金喜 | 佐 伯 市 | 長年にわたり、県道赤木吹原佐伯線の路肩に花を植え、四季を通じて花いっぱ い運動に取り組み、地域の環境美化に貢献している。 | | | | | | | |
| (団体) 大分いのちと くらしを考える会 | 大 分 市 | 長年にわたり、食品スーパー等に対し、バランや食品トレーの削減を求めたり、 牛乳ビンの普及を行政に働きかけるなど、ごみの減量や住民の環境保全意識の 向上に貢献している。 | | | | | | | |
| (団体) 海原25日会 | 大 分 市 | 乙津川沿川の清掃活動を行うことを目的に三佐地区住民により発足し、長年にわたり、毎月第1日曜日に乙津川の河川敷周辺の清掃活動を続けており、地域の環境美化に貢献している。 | | | | | | | |
| (団体) 挾間生活学校「る ぽ」 | 由布市 | 長年にわたり、ぽかしを使った生ごみの堆肥化を行い、家庭ごみの減量に取り組んでいる。また、寸劇による「ごみゼロ」と「地球温暖化防止」の啓発を行うなど、 地域の環境美化と住民の環境保全意識の向上に貢献している。 | | | | | | | |
| (団体) 大分県立日田林工 高等学校 | 日田市 | 長年にわたり、月に1回月隈公園の清掃活動を実施している。また、毎年11月に、地域のイベント「日田千年あかり」会場の清掃活動を行っているほか、竹を使ったモニュメントの作製をするなど地域住民と連携した活動を実施している。20年度には、国体会場周辺の清掃活動に取り組むなど、地域の環境美化に貢献している。 | | | | | | | |
| (2) 環境保全のための技術開発 | | | | | | | | | |
| (団体) 株式会社藤島 | 大 分 市 | 地球温暖化対策に有効な照明として、発光ダイオード(LED)を使用した新たな太陽電池式の街路灯「スフィア街路灯」を開発した。 | | | | | | | |
| (3) 環境保全に関する学術研究・普及啓発 | | | | | | | | | |
| (個人) 大 塚 政 雄 | 宇 佐 市 | 多年にわたり、大分県下の植生に係る調査研究を行うとともに、各種講演会における講演や自然観察会の指導に従事するなど、自然保護・環境保全の普及啓発活動に 尽力している。 | | | | | | | |
| (4) ごみゼロおおいたキャンペーンの推進に協力 | | | | | | | | | |
| 大野町キャンドル ナイト実行委員会 | 豊後大野市 | 平成16年から、小学生と一緒につくった廃油キャンドルを使った「キャンドルナイトINおおの」を開催し、地域振興に結びつけるなど、「ごみゼロおおいたキャンペーン」の普及に貢献している。 | | | | | | | |
| (5) その他美しく快適な大分県づくりに貢献したもの | | | | | | | | | |
| 坊がつる野焼き 実行委員会 | 竹 田 市 | 平成12年に32年ぶりに野焼きを復活させ、希少植物の保護に貢献している。 こうした活動により、坊ガツル湿原が「ラムサール条約湿地」に登録された。 | | | | | | | |